

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

1. 案内情報

- ① 手続名 : 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物以外の放射性輸送物の安全基準適合確認を行う者の指定
- ② 手続根拠 : 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第11条第1項第2号
- ③ 手続対象者 : 確認を行おうとする者
- ④ 提出時期 : 確認を行う者として指定を受けるとき
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局安全部安全政策課 03-5253-8111 (内線50123)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ② 標準処理期間 : 2～3ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)